

岩手県告示第354号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 千徳大橋0.6km、普代道路4.2km、尾肝要道路4.5km及び高田道路4.1km地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年11月18日から平成27年3月13日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量・数値図化）